ACSES ニュースレター_２４６１号（2023 年 2 月 20 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（24 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇北大で「爆発音」…薬学部の 1 階ボイラー室で不凍液の配管が爆発 水蒸気が噴出 全員避難し無事　火災現象なし／爆発音にキャンパス一時騒然…北大薬学部　ボイラーの配管で水蒸気爆発か　火災やけが人なし〈放送報道〉
◇有毒ガス漏れたか 製紙工場で「アンモニア臭が発生」目のかすみなどで男性 7 人搬送 電気室から発生か　北海道旭川市〈放送報道〉
◇尿に有害物質も…水道水が“油臭い”　原因は「ガソリンスタンド」　北海道室蘭市〈放送報道〉
◇原因はモバイルバッテリー？　あわや大火事に〈放送報道〉
◇岡山・吉備 SA の医療廃棄物不法投棄「開院したばかりで処理経費を節約しようと」　院長に罰金 70 万円の略式命令〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電気炊飯器、ノートパソコン、バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)、折りたたみ自転車) 〈消費者庁〉
・福井大教授を減給処分　論文査読で不適切行為〈Web 報道〉
◇事故、事件の続報
〇PFAS、PFOS 問題
・「国は疫学調査を」有害 PFAS の血中濃度、6 割が目安超…市民団体が数値を憂慮　沖縄〈新聞報道〉
・土壌中の PFAS、23 年度に測定方法を確立できるよう検討　西村環境相〈新聞報道〉
〇電力不正閲覧、大手全社に拡大　事業者情報、新たに 7 社で〈Web 報道〉
〇50 両が脱線したオハイオ州の列車事故。被害拡大の背景に「規制緩和」と専門家指摘〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・火元の多くに″暖房器具″の存在…コードの断線も大規模火災に 身近に潜む火事の危険に注意〈放送報道〉
・トヨタ、19 万台リコール　自動ブレーキ作動しない恐れ　国交省〈Web 報道〉
・札幌国際大教授の解雇無効　「合理的理由ない」と地裁〈Web 報道〉
・私学法改正案を閣議決定　刑事罰新設、ガバナンス強化〈Web 報道〉／私大のガバナンス、評議員会の権限強化へ　私学法改正案が閣議決定〈新聞報道〉
・コンサートの提供事業者 3 社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉／チケット販売で不当表示　ラルクのコンサート〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・現地調査の広島大学研究者「広島も教訓に」　トルコ・シリア地震〈放送報道〉
・照明で被害状況お知らせ　地震時に建物、兵庫で実験〈Web報道〉
・留学生を災害弱者にしない　「防災ピクニック」で学ぶ　大阪経済大〈新聞報道〉
[福島原発事故]
・原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除（原子力災害対策本部長指示）〈厚生労働省〉
・40年かかると言われる廃炉…福島第一原発敷地内の現状を取材「燃料デブリをまずは耳かきくらい取り出す」〈Web報道〉
・福島原発「処理水」の海洋放出、迫るタイムリミット…廃炉の現場ルポ〈新聞報道〉

・処理水「大きな影響ない」　韓国研究機関<Web報道>

[2]［特集］新型コロナウイルス感染症

［状況］

◇省庁発表

◇マスコミ報道

［対策・予防］

◇省庁発表

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

◇マスコミ報道

花韮（ハナニラ、イフェイオン）

[3] 火薬類運送規則の一部改正

◇火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 14 号）<官報>

◇火薬類運送規則の一部を改正する省令（国土交通省令第 3 号）<官報>

[4] 医薬品

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 34 号）<官報>

◇近く承認へ、「やせ薬」セマグルチド乱用への不安<Web 報道>

[5] 肥料

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 274 号）<官報>

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 275 号）<官報>

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 276 号）<官報>

[6] 廃棄物関係

◇スプレー缶のごみ出し、穴を開ける？開けない？　ルールが自治体によって異なる理由<Web 報道>

[7] 温暖化対策関係

◇石炭火力、危機意識薄い日本　横須賀の発電所計画、地裁が「適法」判決<新聞報道>

[8] 環境安全関係

◇アリモドキゾウムシの緊急防除

・アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令（農林水産省令第 9 号）<官報>

・アリモドキゾウムシの緊急防除に関する告示（農林水産省告示第 277 号）<官報>

[9] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　１件

[10] その他省庁発表　　１件

[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　８件　　［開催記録、報告、資料等］　４件

[142] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：９件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：１件

［付録］

◇私立学校法の一部を改正する法律案<文部科学省>

****

[1] *化学物質関係事故、事件関係*

◇北大で「爆発音」…薬学部の１階ボイラー室で不凍液の配管が爆発 水蒸気が噴出 全員避難し無事　火災現象なし

＜北海道ニュースUHB　2023年2月17日＞　https://www.uhb.jp/news/single.html?id=33699
https://news.yahoo.co.jp/articles/a78060e7d83a34613341bd678e3f683a71641f2b

発生当時校舎内にいた学生:「爆発音のあと煙が出た」北大薬学部校舎で不凍液の配管が爆発 水蒸気が発生 全員避難し無事

現場は一時騒然となりました。

2月17日午後1時半過ぎ、北海道札幌市北区北12条西6丁目にある北海道大学の薬学部の校舎で「爆発音のあと煙が出た」と大学職員から消防に通報がありました。

消防によりますと、1階ボイラー室の不凍液の配管が爆発して水蒸気が発生したということで、火災現象はありませんでした。

発生当時、建物内にいた学生などはすぐに全員避難していてケガをした人はいません。

・爆発音にキャンパス一時騒然…北大薬学部　ボイラーの配管で水蒸気爆発か　火災やけが人なし

＜HTB北海道ニュース　2023年2月17日＞　https://www.htb.co.jp/news/archives_19145.html

17日午後、札幌市北区にある北海道大学の薬学部が入る校舎で爆発がありました。ボイラーの配管で水蒸気爆発が起きたとみられています。

■渡辺里沙記者:「消防がハシゴを使って中の様子を調べてます。学生らは一時避難していて、外からその様子を伺っています」。

17日午後1時半すぎ、札幌市北区北12条西6丁目の北海道大学の薬学部の校舎で「爆発音がした後、煙が出た」と、大学の職員から消防に通報がありました。消防などによりますと建物が燃えることはなく、校舎内にいた人も避難して無事でした。

■北大の学生:「みんな状況が分からない感じで、慌てて外に出てきた」。

■渡辺記者:「どんなにおい？」学生:「こげたというよりは変な匂いがしました」。

警察によりますと、1階のボイラー室にある暖房用の配管が水蒸気爆発を起こしたとみられていて、警察と消防が詳しい原因を調べています。

◇有毒ガス漏れたか 製紙工場で「アンモニア臭が発生」目のかすみなどで男性7人搬送 電気室から発生か　北海道旭川市

＜北海道ニュースUHB　2023年2月17日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/487611

2月16日、北海道旭川市の製紙工場で、異臭がして従業員が体調不良を訴えているとの通報が消防にあり、7人が病院に搬送されました。

16日午後5時半ごろ、旭川市パルプ町にある日本製紙旭川工場で従業員から「アンモニア臭が発生し従業員が不調を訴えている」と消防に通報がありました。

男性7人が目のかすみを訴え病院へ搬送されましたが、意識はあるということです。

消防によりますと、異臭は電気室から発生したと見られ、有毒ガスが漏れたとみて対応に当たっています。

警察と消防で漏れた原因など詳しい状況を調べています。

◇尿に有害物質も…水道水が“油臭い”　原因は「ガソリンスタンド」　北海道室蘭市

＜日テレNEWS　2023年2月16日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/b4c4b6ab4001631598b41a0e5814462892eb7c3a

北海道室蘭市の一部で去年6月、地域の人が水道水の異臭を訴えました。市が調査すると、ガソリンに含まれる有害物質の「ベンゼン」が水道水に混ざっていることが判明。原因はガソリンスタンドから地中に漏れ出していた「ガソリン」でした。さらに先月、住人の尿を調べたところ、ベンゼンが検出され、7人は健康被害が懸念さ

れる数値を超えていました。

◇◇◇

北海道室蘭市に住む男性は、生活に欠かせない水道水に不安を感じていました。水道水を飲むことはなく、歯磨きにも使わないといいます。

住民

「やはりトラウマ（心的外傷）みたいになって、これ（水道水）が油臭いような感じがして飲めません」

男性が「油臭いような感じ」と訴えるその理由は…ガソリンスタンドから地中に漏れ出していた「ガソリン」です。

先月 15 日、ガソリンスタンドを所有する ENEOS は住民に謝罪し経緯を説明しました。

ENEOS　佐藤由理北海道支店長

「申し訳ありませんでした」

2020 年の 10 月ごろから約 2 年間、2100 リットルものガソリンが、地下に埋められた管から漏れ出したとみられると明らかにしました。さらに、週に 1 度義務付けられていたガソリン漏れを検知する検査管の点検も怠っていたといいます。

住民の男性は、今も水道水への不安をぬぐえないままだといいます。

住民

「洗濯に風呂、お米をといだりにも使う。それが果たして安全なものか。ただここにいる時点で不安」

◇◇◇

こうした現象は、北海道室蘭市の一部の地域に広がっています。ガソリン漏れが判明したきっかけは去年６月、地域の人が水道水の異臭を訴えたことでした。

市が調査すると、水道水にガソリンに含まれる有害物質の「ベンゼン」が混ざっていたのです。さらに先月、住人の尿を調べたところ、ベンゼンが検出され、7 人は健康被害が懸念される数値を超えていました。

住人

「どうしてこうやって数値が上がってくるのかなあってところが、やりきれないっていうか」

ガソリンが漏れた給油場では、地下水をくみ上げて水をきれいにする作業が行われています。また、被害にあった地区では、地下水の浄化や水道管のルートを変えるなど、対応策が取られています。

市はこの地区に住む人を対象に、過去 10 年分の水道料金を返還する方針を発表。地域の人からは市の対応の遅れを指摘する声も上がっていて、不信感や不安を抱えながらの生活が続いています。

◇原因はモバイルバッテリー？　あわや大火事に

＜KAB 熊本朝日放送　2023 年 2 月 16 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/566187bf4bd3256234b03db94e699207182fb906

１６日午前９時ごろ、熊本市北区の団地であった火災。通報内容は「バッグから火が出た」というものでした。幸い部屋には住人の女性がいたため大きな火災にはなりませんでしたが、女性は「家にいなかったら全焼していたかもしれない」と話します。

出火の原因は何か？バッグの中にはカードケースとスマートフォンなどを充電するモバイルバッテリーが入っていました。

実はモバイルバッテリーからの発火は消防や専門機関も注意を呼びかけていて、特にリコール対象の製品やインターネットで購入した安価な製品からの発火の報告があるということです。今回の火災で原因とみられるモバイルバッテリーはインターネットで購入したものでした。

消防によりますと、発火の主な原因は内蔵されているリチウムイオンバッテリーで熊本市消防局管内では過去３年間にリチウムイオンバッテリーによる火災は１２件発生しています。(携帯電話や扇風機なども含む) 消防は純製品を使うことや膨らんできたり、熱を帯びてきたりしたら使用を中止して欲しいとしています。

また、１５日には熊本市東区で調理中に服にガスの火がつき４０代の男女がやけどをしました。これは「着衣着火」と呼ばれるもので、熊本市消防局管内では過去３年間に５件発生しています。コンロの火や仏壇のろうそくなどで起きています。

消防や専門機関のＮＩＴＥは料理などで火を扱うときは「エプロンをつける」「もふもふダルダルの服の時は注意しマフラーはつけない」「コンロの周りにモノを置かない」などと呼びかけています。

◇岡山・吉備 SA の医療廃棄物不法投棄「開院したばかりで処理経費を節約しようと」　院長に罰金 70 万円の略式命令

＜山陽放送　2023 年 2 月 18 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/4d4a91a4334fa0adfa25c2500ae959af3d84ac99

山陽自動車道のサービスエリア（SA）に注射針の空パッケージなどを不法投棄したとして、廃棄物処理法違反容疑で逮捕された広島県福山市の整形外科の院長の男（54）＝岡山市中区＝が、岡山県警の調べに「多額の費用をかけて開院したばかりで、処理経費を節約しようと思った」という趣旨の供述をしていることが 17 日、関係者への取材で分かった。

同県警は、診療で生じた注射器や針の空パッケージなど廃棄物約 3・3 キロを山陽道上り線吉備 SA（同市北区今岡）のごみ捨て場に捨てた疑いで院長と、妻で医院手伝いの女（54）の 2 人を 1 月下旬に逮捕。廃棄物は新聞紙などに包まれており、隠蔽（いんぺい）を図ったとみられる。

同県警などによると、吉備 SA への不法投棄は開院間もない昨年ゴールデンウイークごろから始まったとみられ、25 件が確認されている。

岡山区検は 17 日、廃棄物処理法違反罪で 2 人を略式起訴、岡山簡裁は院長に罰金 70 万円、妻に同 50 万円の略式命令を出した。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032223/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_230216_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：105 件

うち重大事故等として通知された事案：18 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032224/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_230216_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：９件

(2)事故情報(食中毒情報)：13件

2. リコール・自主回収情報

(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：61件

(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：４件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電気炊飯器、ノートパソコン、バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)、折りたたみ自転車)

＜消費者庁　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032236/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_230217_01.pdf

特記事項:

- ハイアールジャパンセールス株式会社が輸入した電気炊飯器のリコール(回収・交換)
- 株式会社マウスコンピューターが製造したノートパソコン用バッテリー(「ノートパソコン」として公表)のリコール(無償部品交換)
- ロワ・ジャパン有限会社が輸入したバッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)のリコール(回収・返金)
- ハイパーホリック合同会社が輸入した折りたたみ自転車のリコール(回収・返金)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件

（うちガスストーブ（ガスボンベ式）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：14 件
（うち電気炊飯器１件、湯たんぽ１件、電動アシスト自転車１件、電気冷蔵庫２件、ハンモック１件、ハンモックスタンド１件、ポータブル液晶テレビ１件、照明器具（ソーラー充電式、屋外用）１件、電子レンジ１件、ノートパソコン１件、バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）１件、折りたたみ自転車１件、除湿乾燥機１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：13 件
（うちノートパソコン１件、電気掃除機（充電式）１件、ＩＨ調理器１件、リチウム電池内蔵充電器２件、電気洗濯乾燥機２件、電気毛布（敷毛布）１件、電動スケート１件、ＬＥＤネックライト（リチウムポリマー、充電式）１件、ヘアドライヤー１件、美容機器（充電式）１件、電気洗濯機１件）

・福井大教授を減給処分　論文査読で不適切行為

＜共同通信　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.47news.jp/news/8956213.html

福井大の友田明美教授が自らの論文の「査読」で不適切な行為をしたとして、福井大は 17 日、同教授を減給の懲戒処分にした。減給額は非公表としている。不適切行為を認定した他の 2 人の処分の有無は明らかにしていない。

福井大によると、友田教授は、学術誌に投稿した論文の査読者 3 人からメールで依頼を受け、教員ら 2 人に指示して査読コメント案を作成させた。査読者は返信されたコメント案を利用して学術誌出版社に提出、論文が学術誌に掲載された。

上田孝典学長は「関係者にご迷惑をおかけし深くおわびする。科学者に求められる研究倫理を徹底し、再発防止に努める」とのコメントを出した。

◇*事故、事件の続報*

〇PFAS、PFOS 問題

・「国は疫学調査を」有害 PFAS の血中濃度、6 割が目安超…市民団体が数値を憂慮　沖縄

＜沖縄新報　2023 年 2 月 17 日＞　https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1664334.html

人体に有害とされる有機フッ素化合物（PFAS）の血中濃度検査結果を分析したところ、2 地域の受検者の 60％超が米国の目安値を超えていたことが 16 日、分かった。検査を行った市民団体「有機フッ素化合物（PFAS）汚染から市民の生命を守る連絡会」共同代表で沖縄大名誉教授の桜井国俊さんは、受検者数が限られ、性別・年齢に偏りがあるとしつつも「3 種合算で米目安値をすでに超える人が 40.1％もいる。米目安値の 4 種合算だったなら、さらに増えるだろう。極めて憂慮すべき状況だ」と指摘した。

また、血中 1 ミリリットル当たり PFOS20 ナノグラムまたは PFOA10 ナノグラム（出産可能な女性は半分）とするドイツの目安値を基に分析した場合、金武町の受検者 22.2％（54 人中 12 人）、北谷町 8.5％（59 人中 5 人）、宜野湾市喜友名 8.0％（50 人中 4 人）、沖縄市 5.4％（56 人中 3 人）、大宜味村 3.4％（58 人中 2 人）、嘉手納町 2.0％（51 人中 1 人）が超過していたことも明らかにした。宜野湾市長田（59 人）はゼロだった。

この日、那覇市泉崎の県議会で「平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議おきなわ」が開いた研修で報告があった。講師を務めた桜井さんが示した分析結果に、参加した県議・市町村議ら約 40 人からどよめきが上がった。

桜井さんは分析結果を解説したほか、PFAS 汚染源を特定するための基地立ち入り調査を拒む米軍の姿勢を糾弾した。

その上で（1）国が責任をもって疫学調査、環境調査を行う（2）PFAS を規制する法を制定する（3）米軍基地立ち入り調査を実現する（4）米軍に情報を公開させて浄化させる―などが必要だと指摘し、住民と県、市町村をつなぐ議員の取り組みを求めた。

・土壌中の PFAS、23 年度に測定方法を確立できるよう検討　西村環境相

＜沖縄タイムス　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/1105424

西村明宏環境相は 17 日の記者会見で、有害性が疑われる有機フッ素化合物 PFAS（ピーファス）に関し、「来年度の早い時期に具体的な測定方法を関係自治体に示せるよう、検討を加速していきたい」と述べ、2023 年度に土壌中の PFAS の測定方法を確立できるよう検討を進める考えを示した。

西村氏は土壌中の PFAS について「現時点で十分な精度を持った統一的な測定方法が確立されていない」と指摘。測定方法の検討状況を踏まえつつ、1 月に環境省に設置した専門家会議でも議論を深め、取り組みを進めていくとした。

○電力不正閲覧、大手全社に拡大　事業者情報、新たに 7 社で

＜共同通信　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/8951959.html

経済産業省は 16 日、北海道、東北、北陸、関西、四国、中国、沖縄の大手 7 電力で、小売り部門の社員が再生可能エネルギー事業者の情報を管理する経産省のシステムにアクセスし、代表者氏名などの情報を不正に閲覧する事案が判明したと発表した。不正事案は大手全 10 社に拡大した。

これまで同様の事案が東京、中部、九州の各電力で判明していた。

電力業界では、これとは別に、競合する新電力の顧客情報を不正に閲覧していたことが 6 社で発覚している。このうち関西電力では営業に利用していたことが判明し、競争上問題視されている。

今回の事案は、事務手続きを円滑に進めるために利用されたとみられる。

○50 両が脱線したオハイオ州の列車事故。被害拡大の背景に「規制緩和」と専門家指摘

＜HUFFPOST　2023 年 2 月 17 日＞

https://www.huffingtonpost.jp/entry/ohio-derailment-deregulation_jp_63edb4a0e4b02c25737acb73

アメリカ・オハイオ州で列車が脱線して有害物質が流出した事故で、当局が周囲の汚染状況の検査を続けている。住民には水道水に代わるペットボトルが配られ、近くの川では魚などの生き物の死亡も確認された。

調査が進む中、被害が拡大した背景に鉄道業界が求め続けてきた支出削減や規制緩和があるのではないかと指摘されている。

50 両が脱線。有害なガスが流出する

事故は 2 月 3 日、ペンシルバニア州との州境にある人口約 5000 人の町イーストパレスティーンで発生した。

環境保護庁（EPA）によると、ノーフォーク・サザン鉄道の貨物列車 150 両のうち 50 両が脱線し、そのうち 20 両に大量の塩化ビニルやアクリル酸ブチルなどの有害物質が積まれていた。

塩化ビニルはプラスチックの製造に使用される有機化学物質で、肝臓や脳、肺などの複数の癌との関連がわかっている。

事故による火災は数日間続き、2 月 5 日には爆発の恐れがあるとして事故現場の周辺 1 マイルに緊急避難命令が出された。

当局は爆発を防ぐため、塩化ビニルなどの危険なガスを抜いて燃焼させる「制御燃焼」を実施。その結果、ホスゲンや塩化水素などを含むガスが空中に放出された。

ホスゲンは第一次世界大戦中には毒ガスとして使用され、吸入すると嘔吐、目の炎症、呼吸困難などの症状を引き起こす。

連邦および州の機関が、事故現場周辺の空気と水質チェックを続けているが、オハイオ川で汚染物質が検出されており、州当局は 3500 匹の死んだ魚が見つかったと発表した。

規制緩和を求めてきた鉄道業界

この事故の背景にある問題として問題視されているのが、鉄道業界が求めてきた規制緩和だ。

オバマ政権は 2014 年、一定量の原油や危険物質を運ぶ列車に ECP ブレーキ（電子制御式空気ブレーキ）を搭載する新たな規制を導入した。

ECP ブレーキは、列車全体に電子ブレーキ信号を瞬時に提供することで従来のエアブレーキよりも速くブレーキをかけられる。

この規制に強く反対したのが、ノーフォーク・サザン鉄道も加入する業界団体・アメリカ鉄道協会（AAR）だ。

AAR はこの規制について「ECP ブレーキは非常に費用がかさむ一方で、それに見合うだけの利益はない」とパブリックコメントで述べている。さらに、規制の義務化は正当性に欠けると主張した。
そして業界寄りだったトランプ政権は 2018 年、AAR などの求めに応じて、オバマ政権時代に導入された ECP ブレーキの規則を撤廃した。
オハイオ州の脱線事故の後、この鉄道業界が求めてきた規制緩和が被害を甚大にしたのではないかと指摘されている。
国家運輸安全委員会によると、事故を起こした列車には ECP ブレーキが搭載されていなかった。
連邦鉄道局の元高官スティーブン・ディトマイヤー氏や他の鉄道専門家は「ECP ブレーキが搭載されていれば、これほどの被害は出なかっただろう」と、調査報道メディアのザ・レバーに語っている。
脱線事故の調査は、まだ始まったばかりだが、国家運輸安全委員会のマイケル・グラハム氏は 2 月 5 日の会見で、車軸の機械的な問題が脱線を引き起こした可能性があると語った。
また、ピッツバーグ・ポスト・ガゼットが入手した防犯カメラの映像から、車両の 1 台が脱線約 20 マイル手前で炎と火花を散らしていたことがわかっている。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・火元の多くに"暖房器具" の存在…コードの断線も大規模火災に 身近に潜む火事の危険に注意

＜MRO 北陸放送　2023 年 2 月 17 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/335732

今年に入り、石川県内では火災が相次ぎ、命を落とすケースも目立ちます。火元とみられる場所で、多く見つかっているのが“暖房器具”
使う場面の増えるこの季節、身近に潜む危険に注意が必要です。
今年に入り、石川県内では 15 日までに 35 件の火事が発生、死者は 8 人に上っていて、過去 5 年間の 1 月と 2 月では去年の 11 人に次ぐ多さです。
そして、死者が出た火事の多くには“暖房器具”の不適切な取り扱いがあるとみられています。
金沢市消防局 酒井主計消防司令補「11 月から 3 月にストーブの火災は増えてくる。周りに燃えやすい物を置いているときに、火が燃え移って火災に至るケースが最も多い」
今年に入って死者の出た 7 件の火事のうち、6 件は出火元からストーブなどの暖房器具が見つかったり、暖房器具が燃えていると消防に通報がありました。
ものが燃える現象は、ストーブやコンロといった「熱源」だけでなく、衣類や布団などの「可燃物」があることで発生します。
そして、衣類や布団がストーブに接触してしまうと、その危険性は高まります。
金沢市消防局酒井主計消防司令補「布団の場合は日ごろから寒くて近くでストーブをそのまま放置したケースが見受けられる」
このほか、洗濯物をストーブの近くで乾かしていて、火事になるケースもみられます。酒井消防司令補は、ストーブ周りの整理整頓を呼び掛けます。

■全国的に増加…大規模な火事につながる電気コードの火災

一方、気をつけなければならないのは暖房器具だけではありません。
今月 6 日、七尾市のみやけ食品の工場で起きた火事は、延長コードのねじれや劣化によるショートが原因で、火が出た可能性があるといいます。
断線したコードも、可燃物に近づけることで火が上がることがあります。
金沢市消防局 岩原一磨消防司令補「短絡という現象が起きることがある。電気の配線の一部が断線することによって、電気が抵抗なしで大きな電気が流れ、大きく発熱してそこから発火する」
住宅の場合には、タンスや冷蔵庫といった家具の重みで断線してしまったり、経年劣化でコードの表面がはがれてしまったりして起きることがあるといいます。
また、コンセント部分にほこりが溜まり、湿気の影響で火花が発生するトラッキング現象にも、同様に注意が必要です。
金沢市消防局 岩原一磨消防司令補「どうしても目で確認ができないので、起きてしまって可燃物があると火が拡

大してしまう。家具の下にコードが挟まっていないか、日ごろの掃除などで確認してもらえたら」
金沢市消防局によりますと、近年、全国的にも電気製品の火事が増えているといいます。
身の回りに当たり前にあるものが原因で、突然、私たちの命を奪うおそれがあります。火災が相次ぐ時期だからこそ、気をつけるポイントを今一度、知っておくことが大切です。

・トヨタ、19 万台リコール　自動ブレーキ作動しない恐れ　国交省
＜時事ドットコム　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023021601062&g=eco
　トヨタ自動車は 16 日、追突を回避する自動ブレーキが作動しない恐れがあるとして、ミニバン車の「ノア」や「シエンタ」、レクサスブランドの「NX250」、OEM（相手先ブランドによる生産）供給したスズキの「ランディ」、スバルの「ソルテラ」など計 14 車種 19 万 6984 台（2021 年 9 月～23 年 1 月製造）のリコール（回収・無償修理）を国土交通省に届け出た。
　国交省によると、前方にいる人や車を認識するカメラに不具合があり、センサーとの誤差でシステムが停止することにより、追突などを回避する衝突被害軽減ブレーキが作動しない恐れがある。
　またトヨタ自動車は同日、排気管の強度が足りず、エンジン負荷がかかったときに亀裂が生じる恐れがあるとして、「JPN　TAXI」2 万 3586 台（17 年 9 月～20 年 12 月製造）のリコールも同省に届け出た。

・札幌国際大教授の解雇無効　「合理的理由ない」と地裁
＜共同通信　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.47news.jp/8951171.html
　札幌国際大（札幌市清田区）に教授として勤めていた大月隆寛氏（63）が、大学の運営方針を批判する前学長の記者会見に同席したことなどを理由に不当解雇されたとして、学校法人に地位確認を求めた訴訟の判決で、札幌地裁は 16 日、「合理的な理由を欠く」として解雇は無効と判断した。
　中野琢郎裁判長は判決理由で、大月氏は会見に同席したものの「主体的に意見を述べたことはなく、積極的に協力したとはいえない」と指摘。就業規則が定める懲戒事由には該当しないとした。
　判決後、大月氏は「法人はガバナンス（組織統治）の改善に注力してほしい」と話した。法人側は「判決文を精査する」とのコメントを出した。

・私学法改正案を閣議決定　刑事罰新設、ガバナンス強化
＜時事ドットコム　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023021700272&g=soc
　政府は１７日、私立学校の法人役員らに対する刑事罰の新設や、現在は理事会の諮問機関と位置付けられている評議員会の権限強化などを柱とする私立学校法改正案を閣議決定した。
　日本大の元理事が逮捕、起訴された背任事件などを受け、私学のガバナンスを強化するのが狙い。
　改正案では、役員らによる特別背任や贈収賄、目的外の投機取引、不正な手段による認可取得に対する罰則として、拘禁刑や罰金を新設する。
　理事会に対するチェック機能強化策として、評議員会に理事の解任請求権を付与。理事への行為差し止めや責任追及を監事に求める権限も与える。
・私大のガバナンス、評議員会の権限強化へ　私学法改正案が閣議決定
＜朝日新聞　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2K651NR2KUTIL00X.html
　政府は 17 日、学校法人のガバナンス（統治）を強化する私立学校法改正案を閣議決定した。理事会に対する評議員会の監督権限を強化する。
　改正案では、理事長への権限集中や、理事長の諮問機関とされている評議員会のチェック機能形骸化を防ぐ。理事の選任に評議員会の意見を聞くこととし、法令違反といった問題のある理事は、評議員会が理事会などに解任請求し、放置された場合は訴訟を起こすことができるとした。これまで認められてきた理事と評議員の兼任も禁止する。
　さらに、解散や合併などの重要事項については、理事会に加え評議員会の議決も必要とした。
　私立大のガバナンスについては、東京医科大などの入試不正問題や、日本大の悪質タックル問題や背任事件などを受け、機能不全が指摘されてきた。文部科学省は 2019 年から議論を本格化させ、三つの有識者会議を経て改

正案をまとめた。

・<u>コンサートの提供事業者３社に対する景品表示法に基づく措置命令について</u>

＜消費者庁　2023 年２月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032152/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms209_230216_01.pdf

消費者庁は、令和５年２月 15 日、コンサートの提供事業者３社(以下「3 社」といいます。)に対し、3 社が共同して提供したコンサートに係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第５条第１号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第７条第１項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・<u>チケット販売で不当表示　ラルクのコンサート</u>

＜共同通信　2023 年２月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/8951338.html

消費者庁は 16 日までに、人気ロックバンド「ラルク・アン・シエル」が昨年開催したコンサートのチケット販売で、ステージに近い席を確約するかのような、実際と異なる座席図を表示したことが景品表示法違反（優良誤認）に当たるとして、販売に関わった３社に再発防止を命じた。命令は 15 日付。

コンサートは昨年５月 21 日、22 日に東京ドームで実施された。

公式サイトでは、SS 席を購入すればステージに近い１階アリーナ席となるような表示がされていたが、実際はスタンド席となる場合があったという。S、A 席でも表示より後方の席となるケースがあり、チケットは席によって最大１万円以上の価格差があった。

表示上での SS 席は約 3300 席だったが、実際には約 7200 席を販売していた。座席は「予告なく変更になる場合がある」と記載されていたが、同庁は、消費者が想定できないほど著しい変更だと判断した。同庁によると、コンサートの座席に関する景表法違反で措置命令を出したのは初めて。

□<u>*大災害、原発事故対策*</u>

[大震災対策]

・<u>現地調査の広島大学研究者「広島も教訓に」　トルコ・シリア地震</u>

＜RCC 中国放送　2023 年２月 17 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/335424

トルコの活断層を長年、調べている広島大学の研究者が会見し、トルコ・シリア地震について「広島も教訓にすべきだ」と話しました。

17 日、会見したのは、地震地質学が専門の 奥村晃史 特任教授です。奥村特任教授は、1988 年から 35 年間にわたってトルコに通って、現地の活断層や地震の研究を進めてきました。

今月６日、トルコ南東部を震源とするマグニチュード 7.8 の大地震では、死者が４万 3000 人を超えました。

奥村特任教授によりますと、今回の地震は「東アナトリア断層」と呼ばれる活断層で発生し、最初の地震が起きたあと、９時間のうちにさらに２つの大地震が起きたと説明しました。

広島大学（地震地質学）　奥村晃史 特任教授

「これ、大変なことです。トルコではこれまで経験したことのない強い揺れが起きた。トルコの人たちは、そんなに大きな地震でこんな被害が出るとはおそらく予測していなかったし、地震に対する注意をそれほど払っていなかった」

そして、「大地震がいつ起きるか、時期的なことまでは予知できなかった。活断層がある広島も教訓にすべきだ」と警鐘を鳴らしました。

広島大学（地震地質学）　奥村晃史 特任教授

「お金をかけずにきょうからできる地震対策はいっぱいあるんですね。例えば家具の配置、寝ている部屋には背の高い家具、重いものはおかない。（そのような対策が）生き延びるための最善の策ではないかと思います」

・<u>照明で被害状況お知らせ　地震時に建物、兵庫で実験</u>

＜共同通信　2023 年２月 17 日＞　https://www.47news.jp/news/8957230.html

防災科学技術研究所は 17 日、地震の際に建物の外壁に取り付けた発光ダイオード(LED)ライトを変色させ、建物

の被害状況を周囲に知らせるシステムの実証実験を公開した。被害を「見える化」し、迅速な避難判断に役立てる狙い。実験は兵庫県三木市の「実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)」で実施。

・留学生を災害弱者にしない　「防災ピクニック」で学ぶ　大阪経済大

＜朝日新聞　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2J7R6WR2JPTIL015.html

大阪経済大学の留学生が 16 日、大学がある大阪市東淀川区の地域の人たちと交流しながら防災について学ぶ「防災ピクニック」をした。

企画したのは、大学院人間科学研究科・高井逸史教授のゼミに所属し、高齢者福祉などを研究している中国人留学生 4 人だ。

留学生は言葉の問題に加え、母国であまり災害がないことなどから防災に対する知識が十分でないこともあり、「災害弱者」になりがちだ。ゼミ生 4 人は、地域の防災拠点について調べたのをきっかけに、他の留学生にも伝えようと企画。地域住民のグループや東淀川消防署なども協力した。

大学は、淀川や神崎川に囲まれた水害のおそれがある地域に位置している。

この日、留学生らは地域の防災拠点の一つで大学近くにある公園へ歩いて移動。そこに備えられている可搬式ポンプなどの消火設備や、油圧ジャッキや担架など救助道具について、消防署員から説明を受けた。

企画したゼミ生の一人、曹瑞芳さんは中国山東省の出身。地震を日本で初めて経験したという。「とても小さな地震だったけど不安だった」。参加した留学生に、自宅から避難できる場所を区役所のホームページで確認するなど、日ごろから備えるよう呼びかけた。

別のゼミ生、張倩さんは遼寧省の出身。「中国の学校で防災訓練はほとんどなかった。（留学生は）防災への意識を高める必要がある」と話した。

[福島原発事故]

・原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除（原子力災害対策本部長指示）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_diVgv3lHhUeBGBY

本日、原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限が指示されていた以下について、解除を指示しました。

（1）　岩手県一関市（旧花泉町及び旧千厩町の区域に限る。）で産出されたタケノコ

（2）　岩手県釜石市、奥州市（旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。）及び平泉町（旧平泉町の区域に限る。）で産出されたワラビ（野生のものに限る。）

（3）　宮城県栗原市（旧築館町、旧栗駒町、旧高清水町、旧一迫町、旧瀬峰町、旧金成町及び旧志波姫町の区域に限る。）で産出されたタラノメ（野生のものに限る。）

１　岩手県に対して指示されていた出荷制限のうち、一関市（旧花泉町及び旧千厩町の区域に限る。）で産出されたタケノコ並びに釜石市、奥州市（旧水沢市、旧江刺市及び旧胆沢町の区域に限る。）及び平泉町（旧平泉町の区域に限る。）で産出されたワラビ（野生のものに限る。）について、本日、出荷制限が解除されました。

（1）　本日付けの原子力災害対策本部から岩手県への指示は、別添１のとおりです。

（2）　岩手県の申請は、別添２のとおりです。

２　宮城県に対して指示されていた出荷制限のうち、栗原市（旧築館町、旧栗駒町、旧高清水町、旧一迫町、旧瀬峰町、旧金成町及び旧志波姫町の区域に限る。）で産出されたタラノメ（野生のものに限る。）について、本日、出荷制限が解除されました。

（1）　本日付けの原子力災害対策本部から宮城県への指示は、別添３のとおりです。

（2）　宮城県の申請は、別添４のとおりです。

３　なお、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく食品の出荷制限及び摂取制限の指示の一覧は、参考資料のとおりです。

・40 年かかると言われる廃炉…福島第一原発敷地内の現状を取材「燃料デブリをまずは耳かきくらい取り出す」

＜FNN プライムオンライン　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/487029

福島第一原発事故から間もなく 12 年。水素爆発を起こした 1,3 号機では燃料デブリの取り出しに向けて建屋内のがれきの撤去が進められている。30 年から 40 年かかると言われる廃炉の進捗状況は?敷地内の現状を取材した。

40 年かかると言われる廃炉の進捗状況は?

2 月 7 日、筆者は日本記者クラブの取材団に参加し、福島第一原発の敷地内を取材した。現在敷地内の 96%でタイベックの着用が不要となっている。

今回の取材の主な目的は 2 つ。1 つはこの夏にも行われる予定の処理水の海洋放出に向けた準備状況と地元の声を聞くこと。もう 1 つは 40 年かかると言われている廃炉に向けた作業の進捗状況の確認だ。

「この辺りの線量はいま 50 マイクロシーベルト（時間あたり）です。敷地内では平日で平均 4 千 500 人程度の作業員が働いています。いま 160 マイクロシーベルトに上がりました。この辺りは線量が上がってくるので、なるべく足早に通過しましょう」（東電担当者）

筆者や取材団は 1 号機のそばで東電担当者の説明を聞いていたが、その間にも線量計の数値がどんどん上がり、アラーム音が鳴り響いた。福島第一原発は 1 号機と 3 号機、3 号機と繋がっている 4 号機の建屋が水素爆発した。現在は各号機とも安定冷却を継続しているが、建屋周辺は依然として高線量のままだ。

11 年×3 機で 30～40 年とした?廃炉期間

1 号機は使用済み燃料プールからの燃料取り出しに向けて、建屋内のがれき撤去を進めてきた。現在は残るがれきの撤去に向け、原子炉建屋を覆う大型カバーを設置するため鉄骨などの組立てを行っている。そして廃炉の本丸、燃料デブリの取り出しに向け、いま原子炉格納容器内の調査を進めている。

東電は 2011 年に、廃炉措置が終了するまでの目標期間を 30 年から 40 年後とする「中長期ロードマップ」を決定した。この 40 年という期間が示された理由について、当時をよく知る政府関係者はこう語る。

「1979 年にアメリカで炉心損傷の大事故を起こしたスリーマイル島原発の 2 号機は、事故炉の除染作業から燃料取り出しが終わるまでに 11 年かかりました。事故当時の政府や東電はこれを参考にして、11 年×3 機で福島第一原発の廃炉にかかる期間を 30 年から 40 年としたのです。しかしスリーマイル島原発は溶けた燃料が炉内にありましたが、福島第一原発では燃料がどこにあるかわからず、果たして 1 機 11 年で終わるのかは誰もわかりませんでした」

ベントした配管はいまも高線量で撤去できず

「いま通過している排気塔の辺りはものすごく線量が高いところです。300 マイクロシーベルトを超えていますね。この辺はなぜ線量が高いのかというと、事故当時 1 号機のベント（※）をした排気塔があるからです。高線量の配管が撤去できずにまだ残っています」（東電担当者）

（※）原子炉格納容器の中の圧力が高くなり、格納容器が破損するのを避けるため、放射性物質を含む気体の一部を排出させて圧力を下げる緊急措置

1,2 号機の間に立つ排気塔は解体作業が 2020 年 5 月に完了し、倒壊のリスクは低減した。しかし大量の放射性物質を含む気体を通したため、配管の周辺は依然として作業員が容易に近づけない高線量の状態が続いている。

建屋周辺では作業員の放射線障害を防止するため、ロボットの遠隔操作や床面に遮蔽体という鉄板のようなものを敷いて、線量の低減を行っている。

「耳かき」くらい取り出すことから始める

2 号機は 1 号機の水素爆発の衝撃で原子炉建屋のパネルが開き、水素が外部へ排出されたことで水素爆発は免れた。現在燃料デブリの試験的な取り出し開始に向けて、原子炉格納容器から隔離する作業部屋設置を進めている。

ドーム型屋根がついている 3 号機は、2015 年に使用済み燃料プール内のがれき撤去作業が完了した。4 号機は事故当時定期検査中であったため原子炉内の燃料はなく、その燃料は 2014 年に取り出しが完了している。

廃炉は果たして目標通りに終えることができるのか?東電の担当者はこう語る。

「まず2023年度中に2号機の燃料デブリを、試験的にほんの数グラム、耳かきぐらい取り出すことから始めます。約 22 メートルのロボットアームの先端に金ブラシのようなものと吸引装置をつけて付着するデブリを回収する計画です。そしてどういった核種が含まれているのか分析をした上で、今後どう展開していくか検討することになると思います」

「残りの 4%こそがまさに廃炉の本丸です」

経済産業省参事官の木野正登氏は、2011 年 3 月の事故直後から原子力の専門家として福島に留まり、12 年間福島

の復興に携わりながら福島第一原発の状況を見続けてきた。インタビューの中で、木野氏に「敷地内の 96%が作業服で作業できるようになりましたね」と聞くと、「残り 4%こそがまさに廃炉の本丸なんです」と答えが返ってきた。

「燃料デブリの総量は 880 トンと推定されていますが、この数字は核燃料と原子炉内の構造物の重さを足しただけの推定値です。燃料はすべてどこに何があるか、炉内に落ちているのか外にあるのか、まだ全体像が把握できていないのです」

「1 号機の燃料取り出しは 2 号機と違う」

東電ではまず 2 号機で試験的に燃料デブリを取り出し、その知見をもって 1 号機に取り掛かるとしている。しかし木野氏は「1 号機の取り出しは相当難しい」と続ける。

「1 号機はベントした配管がすぐそばにあるので、ロボットアームを入れる穴の側がすでに 600 ミリシーベルト以上という高線量で人が近づけません。2 号機はまだ 5 ミリシーベルトくらいなので、短時間であれば作業員が近づいて装置を付けることは可能です。ですから 2 号と同じやり方では 1 号機の燃料デブリは取り出せません。まったく違う方法を考えないといけないのです」

ここまで大規模な廃炉の技術は世界的にも例が無いと言われている。まさに福島第一原発の廃炉は人類史上初の試みとなるのだ。

「もちろん海外にある技術を応用させてもらいます。ロボットアームはイギリスの技術の活用ですし、ALPS（=多核種除去設備）で使われる吸着塔はアメリカ、セシウム吸着装置はフランスの技術です。しかし燃料デブリの取り出し技術は、まだ確立していません。土木建築やロボットなど様々な技術を駆使しないといけないのですが、その目処はまだ立ってない状況です」（木野氏）

「事故は技術の問題でなく東電という企業の過ち」

木野氏は「日本ではまだまだ原子力が必要だ」と語る。

「いまのところすべての電力を再生可能エネルギーでは賄えないので、当面は原子力を動かさざるを得ないと思っています。福島第一原発の事故は、技術の問題と言うより東京電力という企業の過ちだと思っています。津波の予見について、裁判では無罪になりましたが、企業としての責任はあるし、女川や浜岡原発のように電源を上に置くだけで結果は違ったと思います」

福島第一原発では廃炉と合わせて高レベルの放射性廃棄物をどうするのかも決まっていない。最後に木野氏はこう語った。

「いずれは原子力をやめたらいいと思いますが、そのためには代わりのエネルギーがないとやめられません。もう福島で原発は無理だと思います。だから日本全体、どこかで動かさざるを得ないです」

福島第一原発の廃炉は福島だけの問題ではない。原子力エネルギーを今後どうするのか、いまも生まれている放射性廃棄物を最終的にどう処理するのか、日本全体の問題なのだ。

・<u>福島原発「処理水」の海洋放出、迫るタイムリミット…廃炉の現場ルポ</u>

＜読売新聞　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20230210-OYT1T50116/

・<u>処理水「大きな影響ない」　韓国研究機関</u>

＜FNN プライムオンライン　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/487600

東京電力福島第 1 原発の処理水の海洋放出をめぐり、韓国の政府系研究機関が、「大きな影響がない」とするシミュレーション結果を発表した。

韓国の海洋科学技術院などは、福島第 1 原発の処理水を太平洋に放出した場合に、放射性物質「トリチウム」がどのように拡散するかシミュレーションした。

その結果、トリチウムは 10 年以内に北太平洋全体に拡散するものの、濃度は韓国海域の水準の 10 万分の 1 と極めて低い濃度になると推定されると発表した。

担当者は、「この程度の濃度は、実際に海洋に存在するトリチウムに比べてかなり少ない量」だとして、「数値だけ見れば大きな影響がない」と説明した。

日本政府は、福島第 1 原発の処理水を、2023 年の春から夏ごろに海洋放出する方針で、韓国政府はこれまで懸念

を示している。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I8dcQX358YgqmZWxY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31272.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年２月 19 日版）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31273.html

---

◇新型コロナ名称「コロナ 2019」に変更案

＜共同通信　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/8951415.html

新型コロナウイルスの 5 類引き下げに伴い、厚生労働省が、新たな名称として「コロナウイルス感染症 2019」へ変更する案を検討していることが 16 日分かった。複数の関係者が明らかにした。新名称案は複数あり、今後調整する。

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2023 年を更新しました

＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r0ve6rdLKMToxKE9Y

・新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告を掲載しました。

＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6w-arvMPbICsgOZ5Y

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました

＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o0fS5rtHJMjkyK8xY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの予診票の確認のポイントが更新されました。

＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=rUnc6LVJKsbqxwo_Y

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等

＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L8teajfLqERoRYm9Y

・オミクロン対応ワクチン頭打ち　接種開始から２年、今後は年１回

＜共同通信　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/8951428.html

国内で新型コロナウイルスワクチンの接種が始まってから 17 日で 2 年となる。昨年秋からのオミクロン株対応ワクチンは、年明け以降接種率が伸びず、40％台前半で頭打ち感が出ている。専門家は今後インフルエンザのように年に 1 回打つ体制に移行する方向で議論。政府は今年 3 月上旬にも新方針を示す見通しだ。

政府は昨年 9 月からオミクロン株対応ワクチンの接種を始め、希望者への年内完了を目標に自治体の体制を強化した。12 月の 1 カ月間で国民の接種率を 19.2％から 35.0％まで上昇させたが、今年に入ってからは伸び悩み、2 月 16 日公表値で 43.2％となっている。

・コロナワクチン副反応疑う症状の受診者実態調査へ － 厚労省が事務連絡、医療機関に協力依頼を

＜CB news　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.cbnews.jp/news/entry/20230216122345

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室は、新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に関する事務連絡（15 日付）を都道府県の衛生主管部（局）に出し、「副反応を疑う症状により専門的な医療機関で受診した方の

実態調査を行う予定」と伝えた。

事務連絡では、新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状について、「今後、国として、その治療法を含め、必要な研究を行っていく」などと説明。「新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業」の分担研究班が実施する研究について、医療機関への情報提供や協力依頼を行うよう求めている。

今後の予定に関しては、「近日中に研究者より医療機関に対し調査票が送付される予定」としている。

◇ココア開発・運用の体制不十分　コロナ確認アプリで検証報告

＜共同通信　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.47news.jp/news/8953822.html

デジタル庁と厚生労働省は 17 日、新型コロナ対策として導入し、不具合が問題になった接触確認アプリ「COCOA（ココア）」について、実用化を急いだ結果、開発や運用の体制が不十分だったとする検証報告書をまとめた。今後、感染症対策にデジタル技術を活用する際は、平時から十分な検討をしておくべきだとした。

報告書はアプリ導入までの過程で感染症対策の専門家らの関与が薄かったと指摘。新たなツールの活用には初期段階からデジタル技術と感染症の双方の専門家が密に連携する必要があるとした。

アプリの開発運用を担った厚労省は、コロナ対応で人手が不足し、システムに関する知見も不十分だったとしている。

****

[3] ***火薬類運送規則の一部改正***

◇火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 14 号）

［官報］　令和 5 年 2 月 16 日　号外　第 33 号　1～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230216/20230216g00033/20230216g000330001f.html

○内閣府令第 14 号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十九条第一項の規定に基づき、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和 5 年 2 月 16 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（運搬の届出） **第二条**　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の<u>届出書</u>及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。 ［２　略］ **別記様式第二**（第 2 条関係）　―省略― **別表第一**　（第十条関係）　―省略―	（運搬の届出） **第二条**　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の<u>届出書二通</u>及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。 ［２　略］ **別記様式第二**（第 2 条関係）　―省略― **別表第一**　（第十条関係）　―省略―
備考　表中の［　］の記載は注記である	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和五年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の別表第一の規定は、この府令の施行の日以後に開始される火薬類の運搬（同日

前にした火薬類取締法第十九条第一項の規定による届出に係るものを除く。）について適用し同日前に開始される火薬類の運搬及び同日前にした同項の規定による届出に係る火薬類の運搬で同日以後に開始されるものについては、なお従前の例による。

２　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

３　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇火薬類運送規則の一部を改正する省令（国土交通省令第３号）

［官報］　令和5年2月16日　号外　第33号　42～43頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230216/20230216g00033/20230216g000330042f.html

○国土交通省令第３号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十条第二項の規定に基づき、火薬類運送規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年２月 16 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

火薬類運送規則の一部を改正する省令

火薬類運送規則（昭和三十六年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（表示）
第五条　火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の種類、数量（雷管、捕鯨用信管、捕鯨用火管、実包、空包、爆発せん孔器及びコンクリート破砕器にあつては個数、導爆線及び制御発破用コードにあつては長さ、その他の火薬類にあつては薬量をいう。）及び包装を含む重量並びに転倒してはならないものにあつてはその旨を明瞭に表示して運送しなければならない。ただし、一車又は一コンテナ（運送途中において運送する物自体の積替えを要せずに運送するために作られた運送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）を専用して積載し、又は収納する火薬類の包装には、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付さないことができる。
別表（第三条、第十条、第十二条、第十五条、第三十条関係）
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>数量</th></tr><tr><td colspan="2">火薬</td><td>（略）</td></tr><tr><td>薬</td><td>硝安油剤爆薬</td><td rowspan="2">薬量 120 ｷﾛｸﾞﾗﾑ</td></tr><tr><td>爆</td><td>含水爆薬</td></tr></table></td>
<td>（表示）
第五条　火薬類は、その包装の外部の見やすい箇所に、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付し、かつ、当該火薬類の種類（別表の種類をいう。）、数量（雷管、捕鯨用信管、捕鯨用火管、実包、空包、爆発せん孔器及びコンクリート破砕器にあつては個数、導爆線及び制御発破用コードにあつては長さ、その他の火薬類にあつては薬量をいう。）及び包装を含む重量並びに転倒してはならないものにあつてはその旨を明りように表示して運送しなければならない。ただし、一車又は一コンテナ（運送途中において運送する物自体の積替えを要せずに運送するために作られた運送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）を専用して積載し、又は収納する火薬類の包装には、火薬、爆薬若しくは火工品と赤書し、又は赤書した標札を付さないことができる。
別表（第三条、第五条、第十条、第十二条、第十五条、第三十条関係）
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>数量</th></tr><tr><td colspan="2">火薬</td><td>（略）</td></tr><tr><td>薬</td><td>硝安油剤爆薬</td><td rowspan="2">薬量 120 ｷﾛｸﾞﾗﾑ</td></tr><tr><td>爆</td><td>含水爆薬</td></tr></table></td></tr>
</table>

	前記以外の爆薬		薬量 100 ｷﾛｸﾞﾗﾑ
品工火	工業雷管		(略)
	電気雷管		
	導火管付き雷管		
	信号雷管		
	銃用雷管		
	捕鯨用信管		
	捕鯨用火管		
	実包	一個当たりの装薬量 0.5 グラム以下のもの	
		一個当たりの装薬量 0.5 グラムを超えるもの	
	空包	一個当たりの装薬量 0.5 グラム以下のもの	
		一個当たりの装薬量 0.5 グラムを超えるもの	
	導爆線		
	制御発破用コード		
	爆発せん孔器		
	コンクリート破砕器		
	煙火	玩具煙火（ｸﾗｯｶｰﾎﾞｰﾙを除く。）	
		ｸﾗｯｶｰﾎﾞｰﾙ	
		引き玉	
		前記以外の煙火	
	前記以外の火工		

(略)

	前記以外の爆薬			薬量 100 ｷﾛｸﾞﾗﾑ
品工火	工業雷管（略）		工業雷管	(略)
	電気雷管		電気雷管	
	導火管付き雷管		導火管付き雷管	
	信号雷管		信号雷管	
	銃用雷管		銃用雷管	
	捕鯨用信管		捕鯨用信管	
	捕鯨用火管		捕鯨用火管	
	実包	一個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの	軽実包	
		一個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの	重空包	
	空包	一個当たりの装薬量0.5グラム以下のもの	軽実包	
		一個当たりの装薬量0.5グラムを超えるもの	重空包	
	導爆線		導爆線	
	制御発破用コード		制御発破用コード	
	爆発せん孔器		爆発せん孔器	
	コンクリート破砕器		コンクリート破砕器	
	煙火	玩具煙火（ｸﾗｯｶｰﾎﾞｰﾙを除く。）	玩具煙火（ｸﾗｯｶｰﾎﾞｰﾙを除く。）	
		ｸﾗｯｶｰﾎﾞｰﾙ	ｸﾗｯｶｰﾎﾞｰﾙ	
		引き玉	引き玉	
		前記以外の煙火	一般煙火	
	前記以外の火工品		一般の火工品	

(略)

附　則

この省令は、令和五年三月一日から施行する。

****

[4] *医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 34 号）

［官報］　令和５年２月 17 日　本紙　第 920 号　3～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230217/20230217h00920/20230217h009200003f.html

○厚生労働省告示第 34 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和５年２月 17 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴　（略） ⑵　（略） ⑶　オルリスタット ⑷　（略） ⑸～⑾　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴　（略） ⑵　オキシメタゾリン・クロルフェニラミン（鼻炎による鼻水又はくしゃみの症状を緩和することを目的とするものに限る。） （新設） ⑶　精製ヒアルロン酸ナトリウム ⑷～⑽　（略） 二　（略）

◇近く承認へ、「やせ薬」セマグルチド乱用への不安

＜東洋経済 ONLINE　2023 年２月 18 日＞　https://toyokeizai.net/articles/-/652835

****

[5] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 274 号）

［官報］　令和５年２月 16 日　本紙　第 919 号　3～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230216/20230216h00919/20230216h009190003f.html

肥料の登録の有効期間更新 129 件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 275 号）

［官報］　令和５年２月 16 日　本紙　第 919 号　6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230216/20230216h00919/20230216h009190006f.html

肥料の登録失効３件が公示された。

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 276 号）

［官報］　令和５年２月 16 日　本紙　第 919 号　6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230216/20230216h00919/20230216h009190006f.html

肥料の新規登録 41 件が公示された。

****

[6] ***廃棄物関係***

◇スプレー缶のごみ出し、穴を開ける？開けない？　ルールが自治体によって異なる理由

＜AERAdot.　2023 年 2 月 17 日＞　https://dot.asahi.com/dot/2023021700048.html

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇石炭火力、危機意識薄い日本　横須賀の発電所計画、地裁が「適法」判決

＜朝日新聞　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15557687.html

　神奈川県横須賀市で計画中の石炭火力発電所の建設計画をめぐり、簡略化した環境影響評価（アセスメント）の手続きに基づいて国が計画を認める通知を出したのは違法だとして、周辺の住民らが通知の取り消しを求めた訴訟で、東京地裁（品田幸男裁判長）は１月２７日、原告の訴えを退けた。

****

[8] ***環境安全関係***

◇アリモドキゾウムシの緊急防除

・アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令（農林水産省令第 9 号）

　　［官報］　令和 5 年 2 月 17 日　号外　第 34 号　1～4 頁

　　https://kanpou.npb.go.jp/20230217/20230217g00034/20230217g000340001f.html

---

・アリモドキゾウムシの緊急防除に関する告示（農林水産省告示第 277 号）

　　［官報］　令和 5 年 2 月 17 日　号外　第 34 号　12 頁

　　https://kanpou.npb.go.jp/20230217/20230217g00034/20230217g000340012f.html

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和 5 年度科学技術基礎調査等委託事業「三浦半島断層群（主部／武山断層帯）における重点的な調査観測」の公募について

＜文部科学省　2023 年 2 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agp8adaM8w4N7vbS

****

[10] ***その他省庁発表***

◇私立学校法の一部を改正する法律案

＜文部科学省　2023 年 2 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agp8adaM8w4N7vbU

-----＞ *末尾［付録］*

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・農薬第一専門調査会（第 13 回）の開催について（非公開）　　2 月 24 日

＜内閣府　2023 年 2 月 16 日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai1_senmon_13.html

（1）農薬（チオベンカルブ）の食品健康影響評価について

（2）その他

・食品安全委員会（第 890 回）の開催について　　2 月 21 日

＜内閣府　2023 年 2 月 16 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai890.html

（1）農薬第二専門調査会における審議結果について

　　・「ジメスルファゼット」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（2）農薬第五専門調査会における審議結果について

　　・「ジクロロメゾチアズ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「ジメトモルフ」に係る食品健康影響評価について
（４）令和４年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果及び令和５年度食品健康影響評価技術研究新規課題の事前評価結果（案）について
（５）その他
・薬事・食品衛生審議会　医薬品等安全対策部会（ペーパーレス）を開催します　　３月２日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_dscU3JwbgaqbqBY
＜審議事項＞
議題１．一般用医薬品のリスク区分について
＜報告事項＞
議題２．医薬品等の市販後安全対策について
議題３．医薬品等の副作用等報告の状況について
議題４．医薬品の感染症定期報告の状況について
議題５．その他
・第 72 回厚生科学審議会感染症部会　開催案内　　2 月 17 日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7csMQ2Jgfha6fvBY
（1）サル痘の名称変更について
（2）基本指針及び予防計画の見直し等について
（3）その他
※議題が変更になりました。
　当初議題としていた「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の法令上の名称等について」は次回以降改めて議題とする予定です。
・第 72 回厚生科学審議会感染症部会資料
＜厚生労働省　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=LclST3P3_4Ykl4K_Y
【資料１】サル痘の名称変更について　他９点
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第一部会を開催します　　３月３日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_diVgv3lHhUeBiBY
・「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」　の開催について　　２月 21 日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zeilss3VLiUuNlBY
基本計画の変更について
・「第１回電子処方箋推進協議会」を開催します（開催案内）　　２月 27 日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3fi1ot3FPjU-TgBY
電子処方箋の導入状況等について

[開催記録、報告、資料等]
・第８回　医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会の議事録　　1 月 26 日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6w-UibUxOUDiUUZ5Y
（１）令和５年度薬価改定の内容について
（２）革新的医薬品の迅速な導入について
（３）その他
・令和 5 年 2 月 14 日指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ（第 4 回）　議事要旨　　2 月 14 日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xeCtusXdJi0mVBhY
（１）指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報について（報告）
（２）その他
・測地学分科会（第 47 回）　・　地震火山観測研究計画部会（第 51 回）合同会議 配付資料　　2 月 13 日

＜文部科学省　2023 年 2 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agp8adaM8w4N7vbN
1. 次期観測研究計画の検討について
2. 次期観測研究計画の実施機関の募集結果について
3. 測地学分科会の審議状況について
4. その他
・大学院部会（第 109 回）　配付資料　　2 月 6 日
＜文部科学省　2023 年 2 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agp8adaM8w4N7vbM
1. 専門職大学院設置基準の一部改正について
2. 大学院部会第 11 期中における大学院関係施策の動向等について
3. その他
****

[12] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・インフルエンザに関する報道発表資料
＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3fi1ot3FPjU-TYBY
・インフルエンザの発生状況
＜厚生労働省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zeilss3VLiUuXdBY

・東京で梅毒が急増　即日・無料検査所設置へ
＜FNN プライムオンライン　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/487601
東京都は、梅毒の感染数が過去最多となるなど急増しているとして、3 月、無料検査を行うと発表した。
東京都によると、2022 年 1 年間で報告された梅毒の感染数は 3,677 件で、1999 年の調査開始以来、過去最多だという。
特に女性の感染報告は、この 10 年で 40 倍になり、多くは 20 代が占めている。
こうした事態を受けて都は、その日のうちに結果がわかる無料検査所を、都内 4 カ所に 1 日ずつ設置すると発表した。
3 月 3 日、新宿に設置する検査場は女性専用だが、戸籍上の性別にはとらわれないという。
検査には事前予約が必要で、氏名や住所などは必要ない。

・サル痘の新名称案「**エムポックス**」に　ＷＨＯ推奨で変更へ
＜産経ニュース　2023 年 2 月 17 日＞
https://www.sankei.com/article/20230217-5ZXIKJFNL5I6NFYDCTXYKDHOJ4/
　厚生労働省は１７日、昨年、欧米を中心に拡大したウイルス感染症「サル痘」の新しい名称案を「エムポックス」にする方針を決めた。世界保健機関（ＷＨＯ）が昨年１１月に「ｍｐｏｘ」への変更を推奨したのに伴う措置で、この日開かれた感染症部会での専門家の意見を踏まえた。パブリックコメント（意見公募）を経て政令を改正し、新たな名称に変える。
部会ではＷＨＯ推奨名の片仮名表記の案を支持する意見が相次いだ。厚労省は「M痘」という案も示したが、天然痘のような全身に強い発疹が出るイメージを避けるべきだとの指摘が出た。
もともとアフリカ中西部でみられた感染症。ウイルスはリスの仲間に由来すると考えられているが、最初に実験動物のサルから見つかったためサル痘の名が付いた。ＷＨＯは２０１５年の指針で偏見を避けるために動物や国・地域などの固有名詞を病名に付けないとしており変更を決めた。

・マールブルグ病で厚労省が注意喚起　赤道ギニアで確認　エボラ出血熱と似て高い致死率
＜TBS NEWS　2023 年 2 月 16 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/333090
アフリカの中部にある「赤道ギニア」で、致死率が高い「マールブルグ病」と呼ばれる感染症の患者が確認されたことを受けて、厚生労働省が全国の検疫所などに対して注意喚起の通知を出しました。

「マールブルグ病」は「エボラ出血熱」に似た特徴を持つウイルス性の感染症で、感染した場合には高熱や倦怠感、血液のまじった嘔吐などの症状がみられるうえに、致死率も高いとされています。
このマールブルグ病について、WHO＝世界保健機関は今月 13 日、アフリカの赤道ギニアで感染者が確認されたと発表しました。
厚生労働省によりますと、日本国内ではこれまでにマールブルグ病の感染者は確認されていませんが、WHO の発表を受けて、全国の検疫所や自治体などに、赤道ギニアに滞在し、疑わしい症状のある人がいる場合には医療機関への受診などを促すように通知したということです。
マールブルグ病は日本では危険度が最も高いとされる「1 類」感染症に分類されていて、厚労省は「海外の感染情報の収集を行い、必要な対策を講じていく」としています。

・致死率高い出血熱 SFTS、国内で拡大　ペットからヒト感染の可能性
＜朝日新聞　2023 年 2 月 19 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2M439TR27PLBJ005.html
　致死率が高い「ウイルス性出血熱」の一つ、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）が拡大している。感染者数は昨年、一昨年と過去最多を更新した。国内初確認から 10 年、ペットを通じた、新たな感染ルートのリスクも分かってきた。
　SFTS は森林や草むらにひそむマダニが媒介。ヒトやネコ、イヌが感染する。国の研究班がまとめた「診療の手引き」によると、感染すると、嘔吐（おうと）、下血や発熱が起き、ヒトの致死率は 25～30%に達する。
　高齢者の発症が多く、今も対症療法以外の有効な治療はない。2011 年、中国で初めて見つかり、日本では 13 年に山口県で初めて報告された。
　患者数は増加傾向にある。国立感染症研究所によると、過去最多の 110 人が感染した 21 年に続き、22 年も 118 人と最多を更新した。これまで西日本が中心だったが、21 年には愛知県や静岡県で、22 年は富山県で初めての感染者が出るなど「東進」が続く。
　さらに、懸念が高まっているのが新たな感染ルートだ。マダニにかまれたペットのネコやイヌを通じて、飼い主や獣医師らに感染することが分かってきた。感染研によると獣医療関係者だけで 18 年以降計 10 人が感染し、22 年にも 2 人が感染した。
　岡林環樹・宮崎大学教授は、「SFTS はマダニが主な感染経路とされてきたが、本当にそうだと言い切れるのか。実は思っている以上に、ペットから私たちに感染している可能性があるのでは」と指摘する。

・飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑い事例、東京都日野市）
＜環境省　2023 年 2 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00093.html
・埼玉県行田市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 65 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230217_4.html
・滋賀県大津市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 61・66 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023 年 2 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230217.html
---

◇新化学物質、化学物質新利用技術等
・電池材大量生産に道、産総研がグラファイト層間化合物を高速合成
＜日刊工業新聞　2023 年 2 月 17 日＞　https://newswitch.jp/p/35871
産業技術総合研究所の伊豫彰上級主任研究員と永崎洋研究グループ長らは、グラファイト層間化合物（GIC）の高速合成法を開発した。GIC はグラファイトの層と層の隙間に金属原子が入った物質で、リチウムを導入した GIC はリチウムイオン電池（LiB）の材料になる。電池材料の大量合成につながる。
グラファイトと触媒になる金属ナトリウム、導入したい金属を混ぜると GIC が得られる。グラファイトは黒い粉末だが、室温で数分混合すると銀色の粘土状に、15 分ほどでリチウムが導入された金色の GIC になった。
アルカリ金属やアルカリ土類金属が導入できた。アルカリ土類金属の GIC は 350―450 度 C で 6―10 日かけて作られてきたが、金属ナトリウムを使うと 250 度 C で数時間で合成できる。
ナトリウムがグラファイトの層間を開け、他の金属原子に置き換わる。ナトリウムは 150 度 C で加圧すると液体

ナトリウムとして分離できた。緻密なGICペレットが得られた。
今後GICの大量合成や他の元素の導入、電池の電極材料への応用を検討する。

◇*その他*

・会員選考に「諮問委」設置　学術会議法改正案を説明―政府
＜時事ドットコム　2023年2月16日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023021601225&g=soc
　内閣府は１６日、日本学術会議の会員選考に関して、第三者で構成される「選考諮問委員会（仮称）」を新設することなどを盛り込んだ法改正案を同会議に説明した。同会議は事前に諮問した上で委員会の意見を尊重しなければならないとしている。
　現在は、会員が次期候補を推薦する「コ・オプテーション方式」となっている。改正案は選考を透明化するとして、諮問委設置に加え、大学や民間事業者などから多様な推薦を得るために必要な措置を講じると規定した。
****

[付録]

◇私立学校法の一部を改正する法律案　　*上記［10］関係*

＜文部科学省　2023年2月17日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agp8adaM8w4N7vbU

私立学校法の一部を改正する法律案の概要

https://www.mext.go.jp/content/230215-mxt_hourei-000027624_1.pdf

趣旨

　我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。
　幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

　「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で**「建設的な協働と相互けん制」**を確立。

１．役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会
□理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。（第29条、第30条関係）
□理事長の選定は理事会で行う。（第37条関係）

② 監事
□監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。（第31条、第45条、第46条、第48条関係）

③ 評議員・評議員会
□理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。（第18条、第31条関係）
□理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。（第62条関係）
□評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。（第33条、第67条、第140条関係）

④ 会計監査人
□大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。（第80条～第87条、第144条関係）

２．学校法人の意思決定の在り方の見直し

□大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項（任意解散・合併）及び寄附行為の変更（軽微な変更を除く。）につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。（第 150 条関係）

３．その他

□監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。（第 53 条、第 86 条関係）

□会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。（第 101 条～第 107 条、第 137 条～第 142 条、第 149 条、第 151 条関係）

□役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。（第 157 条～第 162 条関係）

施行日・経過措置

令和７年４月１日（評議員会の構成等については経過措置を設ける）

〇私立学校法の一部を改正する法律案（要綱）

https://www.mext.go.jp/content/230215-mxt_hourei-000027624_2.pdf

〇私立学校法の一部を改正する法律案（案文・理由）

https://www.mext.go.jp/content/230215-mxt_hourei-000027624_3.pdf

〇私立学校法の一部を改正する法律案（新旧対照表）

https://www.mext.go.jp/content/230215-mxt_hourei-000027624_4.pdf

〇私立学校法の一部を改正する法律案（参照条文）

https://www.mext.go.jp/content/230215-mxt_hourei-000027624_5.pdf

********** 以上 **********